

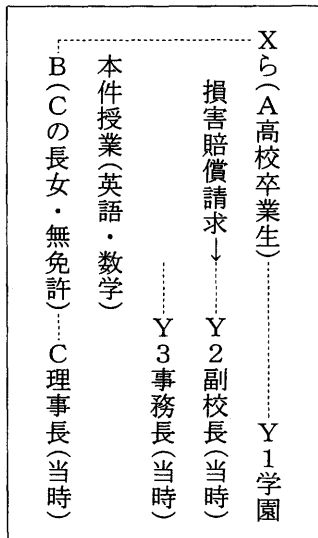
学校教育の 基本判例

6

教育法令理論研究会

事件の概要

事実関係図



相当免許主義違反と生徒の受ける損害

—無資格講師の授業に対する生徒

の慰謝料請求が認められた事例—

秋田地方裁判所平成九年二月一九日判決・
判例時報一六五六号一三四頁

問題の所在

教育職員免許法は、「教育職員」、すなわ

ち、小学校、中学校、高等学校等の教員に

対し、その資質の保持と向上を図ることを

目的として、同法により授与する各相当の

免許状を要求する、「免許主義」を徹底

させている。これは、教育職員の教育活動

が、幼児、児童、生徒の心身の発達と人格

形成とに影響を及ぼすことが明らかである

ためであるが、そうすると、これに違反し

た教育活動が行われた場合には、当該違反

者に対する処罰ないし処分とは別に、かか

る教育を受けた生徒が法律上どのような救

済を受けるべきかが問題となる。本稿では、

無資格講師による授業を受けた高等学校の

生徒が卒業後に学校及び学校管理者に対し

て人格権侵害に基づく慰謝料を請求した、

という事案を取りあげ、免許主義違反の

教育活動に対する生徒の救済の在り方を考

えてみたい。

許授業」という。

BのY1学園における勤務状況をやや詳

しく述べると、まず、平成二年五月二二日

に英語指導助手として採用され、平成三年

原告Xらは、被告Y1学園の設置するA

高等学校の卒業生である。訴外Bは、平成

二年当時におけるY1学園理事長訴外Cの

長女であるが、同年九月頃から平成五年三

月頃まで、教育職員免許法第三条に定める

免許を有しないにもかかわらず、A高校に

おいて当時在学中であったXらに英語、数

学の授業を毎週行った(以下、「本件無免

三月三十一日まで、週当たり九時間、英語教科の実習助手として授業を行った。次に、平成三年四月一日に講師として採用され、平成四年三月三十一日まで、英語担当教員として週当たり一時間の授業を行うとともに、平成三年九月末まで数学担当教員としても週当たり九時間の授業を行った。さらに、平成四年四月一日に実習助手として採用され、平成五年一月末まで、英語担当教員として、週当たり二時間、数学担当教員として週当たり一三時間それぞれ授業を行った。ちなみに、XらがBの本件無免許授業を受けていたのは、各自まちまちであるが、平成二年八月ないし平成四年九月にかけて、それぞれ英語ないし数学を、約二〇時間ないし四〇時間程度である。なお、Bは、平成五年四月一日に実習助手として継続採用され、商業（ワープロ）教科の実習助手として週当たり一四時間授業を行っていたが、同年六月三〇日に高等学校助教諭臨時免許状を取得している。この後、Bは、平成五年八月に検察庁に告発され、教育職

員免許法第二二条及び第三条違反により罰金五万円に処せられている。また、同月、Cはかかる事態の責任を取って理事長を退任している。

本件は、Xらが、A高校を卒業後、Y1学園のほか、Y1学園の理事である被告Y2（当時のA高校の副校長）及び被告Y3（当時のA高校の事務長）に対し、Bによる本件無免許授業を長期間にわたって実施したことは、Xらをして不安と動揺を与え、資格ある教員による教育を受ける権利すなわち人格権を違法に侵害した、と主張して、Xら一人当たり慰謝料及び弁護士費用計各五五万円の支払を求めたものである。

判決要旨

請求一部認容。

「Bの無免許による授業により、Xらは、適法な資格を有する教師から授業を受けるべき利益を侵害されたというべきである。」
「Y1らは、教育職員免許法は行政法規又

は取締法規というべきであり、……無免許による授業を行ったからといって、生徒……との関係で直ちに不法行為が成立するものではないと主張する。」
「確かに、教育職員免許法は、学校教育に当たる教員について一定の資格を求めることにより、一定水準の教育の確保を図ろうとしたものであるが、そのことゆえに直ちに生徒に免許を有する教師による授業を受ける利益は反射的利益に過ぎないと解するのは相当ではなく、我が国において学校教育は重要であり、免許を有する教師による授業が行われるのは当然であるという認識が一般的であることや、Xらは被告Y1学園に授業料を支払って授業を受けていることからすれば、Xらが適法な資格を有する教師から授業を受けることは、単なる反射的利益にとどまるものではなく、保護されるべき法的利益となつていくというべきである。」
また、認定事実によれば、Y2の故意及びY3の過失が認められ、同人らがBの採用や本件無免許授業の実施に関与していた事実が認めら

れる。そして、Xらに発生した損害額は、Xら一人当たり弁護士費用を含めて五万五千円を相当とする。「なお、Y1らは、Xらが必要とされる単位を取得し、卒業して進学、就職していることから損害が発生していないと主張するが、免許を有しない教師による授業を受けたという事実が、当時高校生であったXらに精神的苦痛を与えたことは否めず、また、Y1らが……Xらの単位取得、卒業、進学について格別の配慮をしたという事実も窺えないから、結局、右の損害はなお発生しているものと言わざるを得ない。」

争点の検討

冒頭に述べたとおり、教育職員免許法は、教育職員の資質の保持と向上を図るため、各相当の免許状を教員が有すべきことを徹底させており、かかる相当免許状主義の例外として認められているのは、各教科の領域の一部に係る事項に関する特別非常勤講

師等、ごく僅かである。本件におけるBは、講師としての臨時免許状すら取得することなく、二年間以上にわたって一般の教員とほぼ同様の時間数の授業を実施していた以上、本件無免許授業が教育職員免許法違反として刑事処罰や行政処分の対象となることは当然であると思われる。

問題となるのは、Bによる本件無免許授業が、教育職員免許法違反として処罰ないし処分の対象となるのは別に、生徒であったXらとの関係で人格権侵害に基づく不法行為を構成するか否か、仮に不法行為を構成するとしたら、Xらの受けた損害はどのような基準に従って算定されるか、という点である。実際、行政上の観点からなされる取締規定の違反行為の中には、例えば道路交通法に対する違反のように、必ずしも特定の個人に対して損害を発生させるわけではないものが含まれているため、本件においてXらが何らかの損害を受けているかについては、独立に検討する必要があるわけである。

本件判旨は、この問題について、わが国における学校教育の重要性からすれば、「免許を有する教師による授業が行われるのは当然であるという認識が一般的であることや、XらはY1学園に授業料を支払って授業を受けていることからすれば、Xらが適法な資格を有する教師から授業を受けることは、単なる反射的利益にとどまるものではなく、保護されるべき法的利益とされているというべきである。」と判示しており、免許状主義が徹底されている現在の学校教育の下では、教員が当然に免許を有しているとの生徒の期待ないし信頼が法的保護に値する、との考え方を挙げ、補足的に、学校に対する授業料の支払は免許を有する教員から授業を受けることの対価であるとの考え方を付け加えている。これは、一見すると、生徒が享受できる法的利益について、「免許を有する教員」による授業を受けるといふ形式面のみが強調されているようにも思えるが、当該教員が実施する授業の内容等の実質面については、免許を

有する教員が一般的に有する資質を以て足り、又、免許を有する教員はかかる資質を通常備えている筈である、という考え方が、判旨の前提にはあるのであろう。そうであるとするれば、本件判旨はあくまで免許主義が採用されている学校に関して判断したものであり、資格試験予備校等のように授業の内容が専ら重視される教育機関については判断の対象としていないものと考えられる。

もともと、免許状を有する教員から授業を受けることに対する期待ないし信頼と、授業の対価としての授業料の支払とは、厳密には別であると考えられることも理論的には不可能でない。すなわち、本件無免許授業によつてXらが被った損害の実質が、授業料に相当する対価としての授業が実施されていない点に求められるのであれば、Bが無資格であったか否かは、授業内容の十分さの徴表以上の意味を持たないこととなる。そうすると、Y1らが抗弁しているように、Xらが本件無免許授業を受けたにも

かわらず卒業、進学ないし就職している事實は、Bによる本件無免許授業の内容が必ずしも不適切なものではなかったことの一つの論拠となり、Y1らがXらに対して私法上の責任を負わないとの結論が導かれる可能性も出てこないではない。他方で、適切な授業の対価としての授業料の支払の重要性を強調する立場の下では、「免許を有する教員の授業を受ける権利」に留まらず、例えば当該学校を代表する著名教員等、「特定の教員の授業を受ける権利」を生徒が有しているか否かについてまで、議論が拡大する可能性もある。そして、この考え方をさらに進めていくと、医師、弁護士、牧師等、対価を支払って専門的知見や技能、あるいは精神的安定を求めめるための関係全般について、「資格」ないし「免許」がどのような位置付けを与えられるべきかを根本的に議論することも、場合によつては必要となると思われる。ただし、以上のような前提に立つのであれば、生徒が受けることを期待すべき授業の内容等については、

学校と生徒との間における教育に関する契約の解釈の問題として議論することが適當であるから、学校が適切な授業を実施しなかつた場合における学校側の責任についても、人格権侵害に基づく不法行為責任ではなく、教育に関する契約違反に基づく債務不履行責任として構成する方が、理論的に明解となるであろう。

前記のとおり、本件判旨は教育職員免許法が適用される学校における無資格講師の授業についてのみ判断を下したものであり、本件における結論の妥当性についても、CやY2ないしY3が具体的対処をすることなく漫然と本件無免許授業を実施させてきたとの本件の認定事実の下では、基本的に支持しうるものと思われる。しかしながら、学校教育の重要性が強調される一方で、進学予備校や資格試験予備校の存在が一概に無視できなくなっている現状や、「免許状を有する教員の資質」の維持向上を図るための手段として、免許状に有効期間を設け、定期的に当該教員の資質を検査する「免許

更新制」の適否が中央教育審議会等で検討されつつあることをも併せ考慮すると、本件判旨が強調する「免許を有する教師から授業を受ける権利」の実質面については、本件における結論の妥当性とは別に、なお議論の必要があるものと考えられる。

(筑波大学助教授／星野 豊)

参 照 文 献

- ・文部省教職員課編『教員免許ハンドブック』(一九九〇年・加除式)
- ・中央教育審議会『今後の教員免許制度の在り方について：答申』(二〇〇二年)